

史料解題

ハナ=マリア=バーケンヘッド(Hannah Maria Birkenhead 1856-?)はイギリスのレイディーズ=アソシエーション(Ladies' Association)が派遣した女性宣教師として、1888(明治21)年11月下旬横浜港に到着し、12月15日に神戸に着任していた。彼女は松蔭女学校(現、松蔭中学・高等学校)の初代校長として名を留めているが、在任期間はわずか7ヵ月であった。松蔭女学校は1892年1月8日に開校したが、彼女は同年7月6日付けの書簡でヒュー=ジェイムズ=フォス(Hugh James Foss)監督(主教)に辞任の意思を告げ、まもなく横浜に去って行った。この短い神戸時代に、彼女は唯一の論説「SUMA MURA FIFTY YEARS AGO. [50年前の須磨村]」を執筆している。

この論説の複写が1994年11月、ウォルター=ウェストン(Walter Weston)の研究者である川村宏氏から松蔭女子学院史料編纂者のもとに寄せられた。校史研究に役立てるようにとのお心遣いであった。これに応じて黒澤一晃氏は粗訳を行なった。来日以後のバーケンヘッドに関する史料は『松蔭女子学院史料 第三集 書簡集I』(松蔭女子学院、1998)に収録されているが、この時点では来日以前と松蔭退職以後の事績については判明していなかった。

この後、神戸松蔭女子学院大学・短期大学教授の菊池眞理氏は前掲の『史料』を読んでバーケンヘッドに関心をもち、彼女の事績調査を横浜はもとよりイギリスとカナダで行なった。そして「ハナ・マリア・バーケンヘッドの生涯」と題して、第一章「ストックポート時代」を『神戸松蔭女子学院大学・神戸松蔭女子学院短期大学部 研究紀要』第46号(2006.3)、続いて先に第三章「日本での日々」を第47号(2007.3)、第二章「ロンドン、南アフリカ、そして日本」と第四章「カナダへ」を第48号(2008.3)に三部作の論考をまとめた。バーケンヘッドのこの論説については、第三章で簡単に触れている。菊池氏は

これらの論考をもとに『蛍よ、飛べー消えた女性宣教師を追ってー』（株式会社パレード、2013）を上梓した。

バーケンヘッドは、1892(明治25)年4月28日、「日本アジア協会(The Asiatic Society of Japan)」の月例会で、「SUMA MURA FIFTY YEARS AGO」と題して口頭報告した。この報告は翌年活字化されて、『日本アジア協会紀要(Transactions of Asiatic Society of Japan)』第20巻第2章(1893.1、pp.246-258〔復刻：雄松堂、1964〕)に収録された。

この協会は1872(明治5)年10月30日に横浜のパブリック=ホールで発足し、その創立総会でアーネスト=メイスン=サトウ(Ernest Mason Satow、イギリス公使館日本語書記官)が最初の口頭発表を行なった。サトウは協会発足時の中心人物であり、ウィリアム=ジョージ=アストン(William George Aston)・バジル=ホール=チェンバレン(Basil Hall Chamberlain)と共に、イギリスの三大日本学者に数えられている。彼らは直接日本語文献を読解し、江戸時代以来の国学の研究成果も咀嚼した。史料を駆使した日本語研究と辞書の出版、日本の歴史・地理・宗教・民俗・文化など研究対象は多岐に亘る。旅行記も数多く著している。バーケンヘッドもこのような研究方法や成果に触発されて、「50年前の須磨村」を執筆したと考えられる。地域の聞き取りだけではなく、一次史料にも目を配っているという意識が、付録として掲載した難解な村方文書の英訳に込められている。バーケンヘッドの口頭発表も横浜のパブリック=ホールでなされたと推察される。

『松蔭女子学院史料 第三集 書簡集Ⅰ』には、須磨での調査や「日本アジア協会」での口頭発表に関わる書簡史料はない。バーケンヘッドの個人的な活動なので、レイディーズ=アソシエーション宛の書簡に記されることはなかったのであろう。彼女の書簡からは、松蔭女学校開校までも、また開校後も、住居や金銭に関わるトラブル、さらにフォス監督や日本人教員たちとのストレスによって疲労と孤独を募らせ、心身を病んでいくことが読み解ける。その一方で、須磨を舞台とした「日本研究」を行っていたのである。菊池氏は、

『ジャパン=ディレクトリ(幕末明治在日外国人機関名鑑)』の1893年度東京の部、「アメリカン・メソジスト・エписコバル伝道団 横浜」の項目(p.137)に「Miss Berkenhead, 221. Bluff」とあることに着目した。1894年度には名前が消えているので、菊池氏は彼女が1893年にカナダに出国したと考察している。また、BerkenheadはBirkenheadの誤記とする。Bluffは「山手」という意味で、山手221番は聖經女学校の土地であったので、ここに勤めていたと推察している(前掲書、pp.136-137)。バーケンヘッドの論説は1893年1月発行の『日本アジア協会紀要』第20巻第2章に掲載されているので、刊行後これを手にして出国したのであろう。

サトウとフォス監督との関わりについても、ここで触れておく。長岡祥三[訳]『アーネスト・サトウ公使日記I』(新人物往来社、1989.10.25)には、次のような記事がある。

「1896(明治29)年4月22日 ハートランドが神戸の山手の土地のことでやってきた。賃貸借契約の原稿と、[神戸の]フォス(Rev. H.J. Foss)宛の私の手紙を見せると、彼は両方ともこれで結構だと言った。しかし、後になって、相続人を除外したことによって英国の法律によれば、賃貸借契約が一代限りしか認められないことになるのではないかという疑問を手紙に書いてきた。」(p.130)。

サトウは4月28日に東京駅から神戸に出発し、翌日、「H.J. フォス、マッケイ(James Mackay)、カズウェル(Caswell)と山手の土地の件で会う。」(p.133)。神戸の雑居地に居住する外国人の賃貸借契約問題に関して、地元神戸のイギリス人有力者であるフォスを、サトウが頼みとしていたことがわかる。フォスもバーケンヘッドも、横浜と神戸を結ぶイギリス人ネットワークの人であった。

I 「50年前の須磨村」本文

バーケンヘッドのこの論説は1892年に口頭発表されたので、単純に50年前に遡ると天保13(1842)年となる。明治元(1868)年の明治維新が50年のおよそ半ばに当たる計算になる。ところが論説の末尾に添付されている「寛政九年 東須

「磨村年貢割付状」は、文字通り寛政9(1797)年の村方文書である。1892年から95年も遡る史料である。「50年前」は厳密なものではなく、せいぜい江戸末期頃のニュアンスなのだろうか。それにしても論説のタイトルと史料とは、年代的齟齬をきたしている。

バーケンヘッドが須磨村にいつ頃行ったのか、そしていつ頃この論文を執筆したのか、明確な記録史料はない。書簡史料で、彼女の日本語学習や病歴に着目して事績を辿ってみよう。彼女は1888年の年末には神戸に着任したが、1889年の7月末頃に淡路島の洲本に派遣された。そして1890年の2月11日(紀元節)の時点では神戸に戻っており、山34番に住まいしている。この年の「前半期は、1日5～6時間必死になって日本語を勉強しました。…この難しい日本語の勉強が幸先よく始まったことに対して感謝の気持ちでいっぱいです。」(前掲『史料集』p.57、59)とある。ところがマラリアにかかってしまい、9月15日まで本国へ報告の手紙が書くことができなかった。この手紙には「私はまだ日本語で教えたことはありませんが、近々日曜学校のバイブルクラスで日本語でお話をすることになっています。初めてのことなのでとても勇気が要りますが、これはどうしてもしなければならぬことです。」(p.65)と記している。この年の12月30日付けのフォスの手紙には、バーケンヘッドが背中を痛めて「3～4週間仕事ができずにいます。」(p.74)と記している。彼女自身、1891年1月28日付けの手紙で、「2か月近く体調を崩し仕事を離れています。」(p.75)と現状報告をしている。2度試みた、教師と婦人伝道師の両立は失敗したのである(p.77)。2月7日に医師の診断書を得て、この月の末頃から4月末頃まで有馬に転地療養に行った(p.81、87、91)。その後健康を回復した彼女は学校開校に向けて邁進していった。しかし1892年1月8日の開校後、ストレスに加えて経済的事情もからみ、再び心身が不調となっていった。3月半ばには激しい発作を起している(p.143)。そして4月28日、横浜で口頭発表する日を迎えたのである。

自由時間が一番多く取れたのは、有馬での2ヵ月の療養期間中であらうが可能性は低い。有馬から戻ってから開校までの期間、それも暖かい春、5月頃で

あろうか。須磨村での聞き書き調査は格好のリハビリとなったことだろう。想像をたくましくすれば、横浜で『日本アジア協会紀要』を読むか入手して、調査執筆を思いついたのかもしれない。最初に赴任した淡路島に改めて調査旅行をすることは大変なので、神戸の近郊を対象にし、淡路島と明石海峡を間近に見る、豊かな歴史舞台の須磨に着目したのであろう。山陽鉄道(現、山陽本線)は1888(明治21)年11月1日に兵庫―明石間、12月23日に明石―姫路間が開通し、翌年9月1日に神戸―兵庫間が開通していたので、バーケンヘッドは神戸から須磨まで列車を利用したと思われる。脱稿の日処がついた1891年末までには、日本アジア協会に報告のエントリーしたのではないだろうか。

「50年前の須磨村」には前書として、江戸時代に天領であった須磨の代官支配と地誌が簡潔に記されている。続いて「地主」「農作物」「土地の所有と地代」「寺院の土地」「年貢」「新田」「垣根と排水」「災害」「相続」「今日の須磨」の10節に分けた地域解説となる。そして史料の用語解説をして、文末に「寛政九年 東須磨村年貢割付状」の英訳を付けている。

彼女の日本語力では近世文書の崩し字、変体仮名が読めたとは思われない。通訳兼案内役の友人を同行させ、主として聞き取りの方法で取材をしたと推察される。田井畑村を Tainohata ではなく Tainahata と記述しているのは、一応誤記として訳文に割注を付けたが、地元民の発音では、喋り易く“o”音が“a”音に変化していたので、耳で聞いた通りにローマ字化したのであろう。同様に地主の氏名でも、前田作十郎を Sakujuro ではなく Sakujirou、直井藤左衛門を Naoi ではなく Naoe と記したのも、彼女の耳にはそのように聞こえたためである。後者は地元民の発音では、これも喋り易く“i”音が“e”音に変化気味になっていたためであろう。地名や人名のような固有名詞は、漢字ではなくローマ字表記で取材ノートに記述したことを物語っている。

『兵庫県の地名 I 日本歴史地名体系二九 I』(平凡社、1999)、『角川日本地名大辞典二八 兵庫県』(角川書店、1988)によれば、「須馬(磨)村」は鎌倉時代から戦国時代に見える村名であるが、史料上では慶長元(1596)年が東須磨

村の初見である。この頃までには東西に分かれたと推定されている。東西の須磨村の領主の変遷は共に同時で、元和3(1617)年天領から尼崎藩領になり、宝永8(1711)年天領に戻って幕末まで続いた。1889(明治22)年の町村制の施行で、東西の須磨村はもとより他の8カ村の計10カ村が合併して八部郡須磨村となり、東須磨や西須磨などは大字名となった。八部郡は古代の郡名(八田部郡・八部郡・矢田部郡・矢部郡など様々な表記あり)に由来する名称である。1896(明治29)年の郡制施行で、武庫郡・菟原郡・八部郡の3区域で武庫郡が発足し、須磨村は武庫郡の所属になる。1912(明治45)年に須磨町となり、役場は東須磨に設置された。その後1920(大正9)年に神戸市に編入され、1931(昭和6)年に須磨区が誕生した。東西の須磨村は江戸時代から西国街道沿いの町場の集落景観を保っていたが、1888年に山陽鉄道の駅が西須磨に設置されると、須磨寺の観光地化との相乗効果で中心地は西須磨に移っていった市街化が進んだ。「東須磨村絵図」[武井家文書、明治時代]・「西須磨村絵図」[西須磨協議会文書、嘉永元(1848)年]・「西国往還工事略図」[武井家文書、江戸時代]、『須磨区のみかしと今～古絵図と空中写真から／粉本にみる円山応挙と円山派』(武井報効会百耕資料館、2012.4)や、「須磨村 仮製地形図」(明治18年測量、同31年再修正)【図版I】は宅地・田畑・ため池などの様子をよく物語っている。

1892年、バーケンヘッドが横浜で口頭発表した時点では、この地は八部郡須磨村であった。彼女は「寛政九年 東須磨村年貢割付状」の「摂津国八部郡」の八部をYatabeではなくYabeと誤記している。文書所有者の須磨村の友國家で説明を聞きながらその場で英訳したならば、現に“やたべ”郡に住んでいる地域の人々から正しい読み方を教えてもらえたはずである。文書は友國家から借り出して神戸の自宅に持ち帰り、助言者の教示をもとに英訳した折、その助言者か友人かが“やたべ”と読めず、バーケンヘッドに誤って“やべ”と教えたためであろう。

以下、一部の項目に注記を付す。

※地主

前田家は須磨村最大の地主であった。秋里籬島『摂津名所図会』（寛政8（1796）年）には「前田氏旧屋」「事代主神祠」「菅之井」の3項目が記されている。神功皇后の時代に遡る家柄で橘季祐も先祖だと伝える。菅原道真が大宰府に左遷される途中に前田家に立ち寄った折、前栽の菅の井の水で酒を造り奉った札として道真自画像を賜わったという。豊臣秀吉の筆・弘法大師石像・西行法師の筆など様々な奇品が同書に列記されているが、すべて家格の権威付けのために創作された物語である。

1910(明治43)年の前田家の豪壮な庭の写真が、『須磨』（須磨神戸市編入五十周年記念行事協賛会、1970.12、p.20)に掲載されている。ところが同家は明治、大正になって零落していき、天神5丁目7番地の土地547坪は1919(大正8)年3月に売却され、兵庫警察署須磨分署が同年10月26日に移転してきた。兵庫県が前田家の土地に目を付けた理由は、同年6月25日に播丹陸軍大演習が予定され、武庫離宮が大本営となって大正天皇の行幸があり、将来も武庫離宮警護にとってこの地が望ましいと考えたからである。そして翌年4月1日に須磨警察署が発足した。時移り1992(平成4)年6月、現在の大池町5丁目に再移転した。以上、須磨警察署の沿革文書史料綴りで確認した。旧前田邸内にあった元宮長田神社(事代主神祠)と菅の井周辺は公園風に整備され、西国街道に面して復元された溝にはアヤメが植えられ、解説板も設置されている【図版Ⅱ】。2019年3月末現在、旧前田家の敷地の東側半分の土地は、雑草が生えるままの状態では放置されている。元宮長田神社の北側、山陽電鉄の線路を挿んで、上野山浄福寺(頼政薬師寺)がある。前田家が須磨寺の末寺として建立した菩提寺で、前田家の先祖の位牌もあった。1995(平成7)年の兵庫県南部地震で倒壊し、1999年に再建されたが屋根裏に保存されていた資料は失なわれてしまったという。元宮長田神社はこんにちも前田家の後裔の尊崇を受けている。前田家の当主は代々、作十郎ないし作重郎と名のっていた。

直井藤左衛門は西須磨村の村長を勤めた名望家であり、山陽電鉄須磨駅の東50mの所に邸宅があった。この地は現在ドラッグストアになっている。1885

(明治18)年8月10日午前11時3分、明治天皇は山陽巡行の帰途、直井邸で小休止した。これを記念して門前に一碑(前掲『須磨』p.69)が建てられたが、現在は現光寺境内に移設されている【図版Ⅲ】。直井元左衛門は第6代須磨村長(任1901.7-1905.7)を勤めた。

バーケンヘッドがTomokuni Jingozaemon と記した人物は、友國甚左衛門のことであり、Jinzaemon の誤記である。甚左衛門は親和女学校(現、親和中学校・親和女子高等学校)の校祖である友國晴子の父あるいは祖父であろう。晴子の家の当主は甚左衛門を襲名した。晴子は安政5(1858)年2月7日に甚左衛門の次女として生まれたが、慶応4(1868)年4月16日、11歳の時に父を亡くしている。また、祖父は嘉永5(1852)年6月18日に亡くなっている。

バーケンヘッドは「最近、東須磨で古い墓が掘り返されたところ、およそ1,200年前の日付けとともに友國太郎左衛門という名が出てきたと言われています。」と記述しているが、1,200年前は120年前のタイプミスと思われる。墓地改葬で墓誌が骨壺が見つかったのだろうか。この話は「寛政九年 東須磨村年貢割付状」を借り出した友國彦左衛門邸で直接耳にした話であろう。

枝光孫左衛門は第2代須磨村村長(任1890.8-1892.1)を勤めた。

※土地の所有と地代

田畑は地味や耕作条件を勘案して、上・中・下・下々などの等級に分けられた。石盛(斗代)は1反について上田1石5斗、中田1石3斗、下田1石1斗、下々田9斗、上畑1石3斗、中畑1石1斗、下畑9斗、下々畑7斗のように決められる場合が多く、2斗ずつ石盛が下がる「二つ下り」になっていた。検地帳に登録された高請地(名請地)には名請人の権利が定められ、年貢納入の義務を負った。

江戸時代には「無年季的質地請戻し慣行」があり、小百姓の没落を防ぐため、質流れになった土地でも元金を返済すればいつでも取り戻すことができた。

バーケンヘッドは「土地の賃貸についての年限は決まっておらず、如何ほどの長さに決めてもよく、もし借り手が地代を払えない場合には、地主はその土

地を取り上げてしまうという場合もあり得ましたが、そのようなケースは稀であったと言われていいます。」と記述している。地主と小作人が小作証文を取り交わし、永小作があったことに触れている。彼女が質地と書入しつち かきいれの違いを理解していたかどうかは分からない。前者では、田畑の名義が金の貸し手に移り、年貢は貸し手が負担する。後者では、名義はそのままであるため、年貢は借り手が負担する。こんにちの抵当権設定に等しい。小作の多くは質地小作で、質地証文に小作証文が付けられる。村落社会の安定のため、小作料が払えなくても直ちに質地が取り上げられるとは限らなかった。

※寺院の土地

藩架山現光寺は浄土真宗本願寺派。『源氏物語』の光源氏ゆかりの寺として知られている。月見山妙興寺は法華宗。月見山浄徳寺は真言宗高野派。上野山福祥寺は通称須磨寺、現在は真言宗須磨寺派本山。明治維新後に農民が浄徳寺に4反の土地、妙興寺に3反の土地を寄進したと、バーケンヘッドは記述しているが、両寺には確認できる史料は無かった。

※年貢

バーケンヘッドは「維新前には、年貢は土地の推定収穫高を基準として、金銭で支払われる場合もありましたが、主として米で支払われました。」と記述している。石盛は田のみならず米を作らない畑や屋敷地などにも設定された。米を作ったと仮定して、想定される収穫量を村高としたのである。石高は土地生産高のみならず、百姓の名請地の規模、村の規模、藩や天領の規模を示す数値であった。これが江戸時代の石高制である。

「地租改正条例」(明治6年7月28日太政官布告272号)で、田畑の年貢制度を廃止して、地価の3%を地租(国税)として毎年課税することとした。それに加えて徴税事務を行なう村の経費(村入用)として1%を徴収したので、実質負担は4%となった。これは収穫の34%に相等する高額負担となったため、地租改正反対一揆が激発した。「竹槍でちょっと突き出す2分5厘」と言われたように、政府は1877(明治10)年より地租を2.5%に軽減した。

※新田

「寛政九年 東須磨村年貢割付状」には新田が2カ所記されている。石高は高いほうが「高3石4斗6升6合」、低いほうが「高8斗5升」である。明治になって一部が国有地、一部が民有地になった「月見山の土地」は、石高が高いほうの新田であろう。この土地は「川欠砂入引」のマイナス要因が記されているので、新田は現在の月見山町の辺りにあり、すぐ近くに天井川が流れていたと推察される。

※災害

1891(明治24)年7月14日の台風について、『近代日本総合年表』(岩波書店、1968)は『官報』を典拠として、「九州・山陰・北陸・信越・東北地方に風水害、被害甚大」と記述している。

※今日の須磨

本文末尾に、源兼昌の『金葉和歌集』冬170(『小倉百人一首』78)の歌が英訳されている。「淡路島かよふ千鳥」の解釈には、①淡路島から通ってくる、②淡路島に通う、③淡路島と須磨を往来するなどの諸説があるが、バーケンヘッドは③説を支持し、「夢の中で」と踏み込んだ解釈を加えている。兼昌は関守のわびしい心を思い遣っているが、12世紀初めの兼昌の時代には、関守はすでに廃止されており歌枕となっていた。中世や近世の文人たちと同様に、現代の私たちも『小倉百人一首』の歌として親しんでいる。関守稲荷神社にはこの歌碑が建立されている。

II 「寛政九年 東須磨村年貢割付状」

1 注記

バーケンヘッドは年貢割付状の英訳文の前に、村方文書で用いられる用語の注記を付している。この注記の英文に即した現代語訳は本文に記載されているので、本稿では屋上屋を架すことを避け、復元文書に用いた文書用語についての一般的な解説をする。

太閤検地や江戸時代前期の検地によって石高が定められた田を「本田」または「古田」、畑を「本畑」または「古畑」、両方合わせて「本田畑」または「古田畑」という。これに対して新規に開発した田畑を「新田畑」といい、新田の石盛を「新田畑石盛」という。パーケンヘッドは「畑方」を「山の斜面〔hill-side の訳〕の畑地」と注記しているが、「畑方」は「田方」に対する語句で、畑、すなわち本畑のことである。イギリス人の感覚では、須磨の山々は mountain ではなく hill であった。

堀・川・沼池などの課税免除(高内引)した土地に新田畑をつくった場合、これを取り調べて高請地(名請地)とすることを「改」「改出」という。

耕地は自然災害や疲弊農民の離村や死亡で荒廢地となることがあった。この復旧を「起返」という。

パーケンヘッドは樹相について、① Matsu-goki-tachi、② Take-ko-tachi、③ Matsu-ki-tachi というアルファベット表記をしている。①は「松垣立」のことで松林と藪(雑木・雑草地)。goki は gaki のタイプミスである。②は「竹木立」で竹と雑木との混合林、③は「松木立」で松林。

「秣場」は田畑の肥料や牛馬の飼料などの採取するための原野。1村だけではなく数か村で入会が行なわれている場合が多く、雑税としての小物成が課せられた。

2 原文書復元

パーケンヘッドの英訳翻刻の校訂について、以下のような方針をとった。彼女もしくは雑誌の関係者?がタイプミスした箇所がある。ピリオドをカンマに、カンマをピリオドにしたり、ピリオドを脱漏させたり余分に付けたりしている。4桁以上の算用数字で、4桁目と3桁目の間にピリオドが打たれている場合のみカンマに訂正し、脱漏箇所にはカンマを付けた。干支や土地利用の箇所には、ピリオドやカンマの混在、どちらも付けられていない場合の3通りがあるが、英語の原文のままとして表記の統一はしなかった。村方文書の復元の過程で、

算用数字の打ち間違いや結果としての桁違いが判明した場合は、英語原文はそのままとして翻訳文に〔 〕で注記した。この「史料解題」では、その根拠を示した。

バーケンヘッドは1石=10斗、1斗=10升、1升=10合であることを理解し、「高」（土地の生産高）と年貢は「合」の単位で表記している。例えば6石9斗7升なら6,970合、5斗4升2合なら542合と記述する。

英文の r. は rate、すなわち年貢率である。百姓の負担の中核は本年貢（^{ほん}と^と本途^{ものなり}物成）であり、高請地に賦課させられた。徴収方法には反取法と厘取法があつた。前者は主に関東で行なわれた方法で、1反当たりの年貢高を決めて反単位の面積を掛けて年貢量を算出した。後者は石高に対して年貢率を掛けて年貢を決定する方法で、東須磨村もこの方法だった。

免は石高に対する貢租の割合を指す。元は貢租を差し引いて農民の手元に残る割合を意味したが、江戸時代前期になると貢租そのものの割合を意味するようになった。一般には四公六民なら「免四ツ」と呼んだが、^{かみがた}上方では厘毛単位まで免を定めたので免を厘取りとも称した。例えば、この復元文書の「a」行の箇所のように、年貢率が0.7452%ならば「免七ツ四分五厘弍毛」と書いた。ところがバーケンヘッドは英訳で「7 shaku, 4 bu, 5 rin, 2 mo (about 25/100)」としている。「ツ(つ)」は「川」の字を崩した仮名文字であるが、「勺」の崩し字も「つ」に似ているので、日本人の助言者が読み間違っ^てバーケンヘッドに「勺」と教えたのではないか。江戸時代には免は後者の意味であるから、バーケンヘッドは「about 75/100」と記述すべきであった。年貢率の単位のうち、「割」に当たるものは「ツ(つ)」、厘は画数が多いので「リ」、「分」と「毛」はそのままの漢字で、村方文書に書かれている。

この「寛政九年 東須磨村年貢割付状」の年貢は、丑年(1793年)から戌年(1802年)までの10年間原則同じの「定免法」が適用されているので、寛政9(1797)年は5年目に当たる。

天領の東須磨村は毎年10月に、大津代官から年貢割付状が庄屋・年寄・惣百

姓に宛てて出された。村役人らは村に課せられた年貢を1軒ずつの百姓に小割りして納入額を決めた。年貢は一般に夏成・秋成・皆済(冬成)の3回に分けて上納し、村では年貢勘定帳を作成して納入状況を記録した。代官からは上納ごとに小手形が下付され、庄屋らは百姓に請取書を発行した。すべての年貢上納が終ると、村は年貢勘定目録を提出し、代官はこれに基づいて年貢皆済目録を作成し、すでに発行している古手形と引き換えて村に交付した。

東須磨村の庄屋は友國家が代々勤めた。友國彦左衛門所蔵の現存する年貢割付状と年貢皆済目録の一覧が、『神戸市文献史料 第一巻 古文書調査報告』(神戸市教育委員会、1978)に掲載されている。それによれば、次の通りである。

・年貢割付状

享保17(1732)、享保18(1733)、享保19(1734)、宝暦3(1753)、宝暦5(1755)、宝暦8(1758)、宝暦13(1763)、明和3(1766)、明和5(1768)、安永6(1777)、安永8(1779)、安永9(1780)、天明6(1786)、天明8(1788)、天保元(1830)

・年貢皆済目録

享保3(1718)、享保19(1734)、安永6(1777)、安永9(1780)、天明3(1783)、天明6(1786)、寛政2(1790)、寛政3(1791)、寛政8(1796)、寛政9(1797)、寛政12(1800)、享和元(1801)、享和2(1802)、文化元(1804)、文化2(1805)、文化3(1806)、文化5(1808)、文化6(1809)、文化7(1810)、文化8(1811)、文化9(1812)、文化11(1814)、文化12(1815)、文化13(1816)、文化14(1817)、文化15(1818)、文政2(1819)、文政3(1820)、文政4(1821)、文政5(1822)、文政6(1823)、文政7(1824)、文政8(1825)、文政9(1826)、文政11(1828)、文政12(1829)、文政13(1830)、天保2(1831)、天保4(1833)

本復元文書は寛政9(1797)年の年貢割付状なので、友國家に現存する天明8(1788)年と天保元(1830)年の間に位置する。寛政9年の年貢割付状に対応する寛政10年の年貢皆済目録も失なわれている。史料例としては、『神戸市文献史料 第一巻 古文書調査報告』と『兵庫県史 資料編 近世2』(兵庫県、1990)に、享保18年の年貢割付状が翻刻されている。他の年度のものは掲載さ

れていないが、百耕資料館にこれらの文書の撮影写真が所蔵されている。私は同館の主任研究員の森田竜雄氏の御教示を得て復元を試みた。天保元年の文書が最も参考になった。また前述の享保18年の文書も参照しつつ、「バーケンヘッド英訳『寛政九年 東須磨村年貢割付状』の復元」(神戸外国人居留地研究会 [編] 『開港と近代化する神戸』神戸新聞総合出版センター、2017)として試算を作成した。本稿ではその誤記を訂正し、その後の考察で、バーケンヘッドのタイプミスも新たに判明したので改訂案を記す。

バーケンヘッドは、「高」(土地の生産高の表示単位である石高)や「取米」(田畑の租米)を、「合」単位の算用数字で記述している。復元文書には便宜上、★・☆・＊、A～H、①～⑮、a～k、ア～ツ、a～γ、あ～い等の記号や文字を付す。彼女の数字のタイプミスを発見すべく、高×年貢率=年貢量の掛け算をし、その結果と記述数字との誤差を調べた。誤差が生じている箇所については、考察を加えた。なお、年貢量の足し算、引き算には誤差はなくすべて正確である。

以下、具体的な計算過程を記し、適宜解説を加える。★の「高」は、A本田の田高とD本畑の畑高との合計額である。A「本田」から、耕作できないB「郷蔵池床堤溝敷并路敷」とC「砂入」を差し引く。「郷蔵^{ごうくら}」は村内に設置された穀倉で、年貢の一時的収納倉庫であったが、のちに備荒貯蓄の機能をもった。池やその床堤や溝、道路も除外される。「砂入」は川の氾濫で砂が入って耕作できなくなった本田である。石盛は米を作らない(作れない)畑や屋敷地、池、溝、道路にも設定されたが、現実には作れないので差し引かれることになる。

$$\star = A + D$$

$$1,020,640 = 930,937 + 89,703$$

$$\textcircled{1} = A - B - C$$

$$827,448 = 930,937 - 103,233 - 256$$

$$\textcircled{2} = a + b + c + d + e + f + g + h + i + j + k$$

$$607,070 = 596,880 + 3,700 + 5,120 + 542 + 46 + 131 + 187 + 88 + 123 + 213 + 40$$

a ~ k の高×年貢率=年貢量の掛け算をし、その結果の数字とバーケンヘッドの記述した数字とを比べると、次の通りである。

a $801,004 \times 0.7452 = 596,908.1808$

596,908とすれば596,880との誤差は28。28合多くなる。疑問に思ったので、百耕資料館所蔵の天保元(1830)年の年貢割付状の史料写真を見せていただいた。そうすると天保元年の年貢率も0.7452で、寛政9年と同じであった。天保元年の本畑の年貢率も寛政9年と同じなので、本田の年貢率も寛政9年と同じと判断しても間違いがない。本田の石高は天保元年と寛政9年とは異なるので、801,004が間違っているかどうか即断できない。森田竜雄氏から次のような御教示を得た。この数字が間違っているとは思えない。単なる計算間違いで誤差が生じたか、あるいは年貢率0.7452がそもそも間違っていたのかもしれないが、そのまま踏襲されて天保元年まで用いられたとも考えられる。その結果、取米は実際より28合少なくなったと考えてもよい。森田氏はありうることだと言う。ちなみに天保元年の取米は596,892(596石8斗9升2合)で、寛政9年の596,880(596石8斗8升)よりも1升2合増加している。

b $6,970 \times 0.5308 = 3,699.676$ 3,700とすれば誤差は0。

c $11,151 \times 0.4572 = 5,098.237$

5,098なので5,120との誤差は-22。22合少ない。私は、年貢率0.4572が0.4592の誤記ではないかと直感した。11,151×0.4592=5,120.539となるので、これを5,121ではなく5,120とすれば誤差は無くなると考えた。後日に百耕資料館で閲覧させていただいた天保元年の年貢割付状の年貢率は0.4592だった。私の推察通り寛政7年の年貢率の数字7は、9のタイプミスであった。年貢率は天保元年と寛政7年とは同じである。復元文書は「免四ツ五分九リ弍毛取」に訂正する。

d $1,182 \times 0.4585 = 541.947$ 542とすれば誤差は0。

e $102 \times 0.4500 = 45.9$ 46とすれば誤差は0。

f $290 \times 0.4500 = 130.5$ 131とすれば誤差は0。

- g $416 \times 0.4500 = 187.2$ 187とすれば誤差は0。
 h $222 \times 0.3964 = 88.0008$ 88とすれば誤差は0。
 i $1,227 \times 0.1000 = 122.7$ 123とすれば誤差は0。
 j $3,549 \times 0.0600 = 212.94$ 213とすれば誤差は0。
 k $1,335 \times 0.0300 = 40.05$ 40とすれば誤差は0。

合計②は607,070(607石7升)。

続いて本畑の計算となる。

畑高から「郷蔵」と「砂入岸崩川欠」を引く。「川欠」は水害により河川が決壊して田畑が流され、使用できない田畑をいう。川岸が崩れて砂が流入したのである。

$$\textcircled{3} = D - E - F$$

$$89,281 = 89,703 - 120 - 302$$

Fは302でなければ計算が合わないので、バーケンヘッドの誤記と判断し、32を302に訂正する。すなわち3斗2合である。

$$\textcircled{4} = \text{ア} + \text{イ} + \text{ウ} + \text{エ} + \text{オ} + \text{カ} + \text{キ} + \text{ク} + \text{ケ} + \text{コ} + \text{サ} + \text{シ} + \text{ス} + \text{セ} + \text{ソ}$$

$$44,403 = 38,516 + 1,357 + 276 + 311 + 484 + 53 + 46 + 842 + 824 + 105 + 933 + 474 + 36 + 61 + 85$$

ア～ソの高×年貢率＝年貢量の掛け算をし、その結果の数字とバーケンヘッドの記述した数字とを比べると、誤差は次の通りである。

$$\text{ア} \quad 70,583 \times 0.54572 = 38,518.55476$$

38,519とすれば38,516との誤差は3。3合多い。天保元年の年貢割付状も取米は38,516で寛政9年と同じなので、この数字は誤記されたものではないと判断できよう。森田氏の御教示によれば、小数点第5位の数字は一般にありえないので、0.54572は0.5457の誤記ではないかと言う。したがって70,583×0.5457＝38,517.143となり、結果を38,517とすると誤差は1。それでも1合多い。38,516÷70,583＝0.546と計算すれば年貢率は5ツ4分6リとなるが、復

元文書では0.5457(5ツ4分5リ7毛)と記しておく。

イ $2,900 \times 0.6493 = 1,882.97$

1,883とすれば1,357に比べて526も多くなり、明らかに誤記があると判断した。天明3(1783)年の年貢割付状ではこの年貢率は0.6494で、寛政9(1797)年の年貢率0.6493とほとんど変わらない。ところが天明3年の石高は式石九斗ではなく式石九升であるので、寛政9年も同様であったと判断した。したがって取米の計算は、 $2,090 \times 0.6493 = 1,357.037$ となり、1,357とすれば一致する。バーケンヘッドは2,090を2,900と誤記したのである。これもタイプミスである。したがって、「イ」の1行前の「高式石九斗」は「高式石九升」に訂正する。

ウ $520 \times 0.5308 = 276.016$ 276とすれば誤差は0。

エ $679 \times 0.4584 = 311.2536$ 311とすれば誤差は0。

オ $1,219 \times 0.3970 = 483.943$ 484とすれば誤差は0。

カ $152 \times 0.3500 = 53.2$ 53とすれば誤差は0。

キ $131 \times 0.3500 = 45.85$ 46とすれば誤差は0。

ク バーケンヘッドは2,407を247と誤記している。そのように判断しないと計算が全く合わない。

$2,407 \times 0.3500 = 842.45$

842とすれば誤差は0。したがって、「ク」の1行前の「高式斗四升七合」を「高式石四斗七合」に訂正する。

ケ $2,555 \times 0.3225 = 823.9875$ 824とすれば誤差は0。

コ $327 \times 0.3217 = 105.1959$ 105とすれば誤差は0。

サ $3,110 \times 0.3000 = 933$ 933なので誤差は0。

シ $1,895 \times 0.2500 = 473.75$ 474とすれば誤差は0。

ス $181 \times 0.2000 = 36.2$ 36とすれば誤差は0。

セ $610 \times 0.1000 = 61$ 61なので誤差は0。

ソ 秣場は本畑でも本田でも同様に年貢率は3分、すなわち英文の数字「3.000」は「0.300」の誤記。「免三分取」は3%を意味するので、年貢量＝

高×0.03となる。

$$2,822 \times 0.03 = 84.66 \quad 85 \text{とすれば誤差は} 0。$$

合計④は44,403(44石4斗3合)。

$$\textcircled{5} = \textcircled{2} + \textcircled{4}$$

$$651,473 = 607,070 + 44,403$$

本田畑の取米 = 本田の取米 + 本畑の取米

続いて大きいほうの新田の計算となる。この新田は α 本畑、 β 「去る亥松木立起返」、 γ 「起返」の3カ所から成っていた。高から「川欠砂入」^{かわかけ}を引いている。

$$\star -G = H = \alpha + \beta + \gamma$$

$$3,466 - 336 = 3,130 = 2,566 + 222 + 342$$

タ～ツの高×年貢率 = 年貢量の掛け算をし、その結果の数字とバーケンヘッドの記述した数字とを比べると、次の通りである。

$$\text{タ} \quad 2,566 \times 0.2502 = 642.0132 \quad 642 \text{とすれば誤差は} 0。$$

$$\text{チ} \quad 222 \times 0.1000 = 22.2 \quad 22 \text{とすれば誤差は} 0。$$

$$\text{ツ} \quad 342 \times 0.0585 = 20.007 \quad 20 \text{とすれば誤差は} 0。$$

$$\textcircled{6} = \text{タ} + \text{チ} + \text{ツ}$$

$$684 = 642 + 22 + 20$$

合計⑥は684(6斗8升4合)。

もう1カ所、小さい新田があった。高×年貢率 = 年貢量の掛け算をし、その結果の数字とバーケンヘッドの記述した数字とを比べると、次の通りである。

$$\textcircled{7} \quad 835 \times 0.5389 = 449.9815 \quad 450 \text{とすれば誤差は} 0。$$

$$\textcircled{8} = \textcircled{6} + \textcircled{7}$$

$$1,134 = 684 + 450$$

2カ所の年貢量の合計である。

$$\textcircled{9} = \textcircled{5} + \textcircled{8} = \text{あ} + \text{い}$$

$$652,607 = 651,473 + 1,134 = 612,499 + 40,108$$

「い」の英文数字の「490,108」は、上記の計算で明らかのように「40,108」の誤記である。タイプミスで余分に9の数字を打ってしまったのだろう。復元文書は「四拾石壺斗八合」と訂正する。

⑨は本田畑の取米(年貢量)と新田畑の取米の合計であるが、そのうちの93.854%が銀納である。

以上の他に、⑩～⑬の賦課がある。

⑩「御林^{おはやし}下草年貢」は、5カ所の「御林」(天領なので幕府が直接管理、保護した山林)の下草(柴草類)や薪炭材などの採取許可に対して上納した小物^{こものなり}成である。銀納になっている。享保18年の「東須磨村年貢割付状」にすでに「松御林 五ヶ所」と記されている(『兵庫県史 史料編 近世2』p.590)。ちなみに西須磨村には青谷山・高倉山・鉄拐山に御林が1カ所ずつあった(嘉永元〈1848〉年「西須磨村絵図」、『須磨区のむかしと今〜古絵図と空中写真から／粉本にみる円山応挙と円山派』p.25)。

最後に、天領における高掛物^{たかがかりもの}三役(⑪～⑬)が記載されている。

⑪「御伝馬宿入用^{おてんましゆくにゆうよう}」は、五街道の間屋や本陣の給米など宿駅の諸経費として徴収された。宝永4(1707)年の令で、村高100石につき米6升と定められた。

東須磨村の村高 = ★ + ☆ + * = 1,020,640 + 3,466 + 835 = 1,024,941(合)、すなわち1,024.941石なので、次のような石単位の計算になる。

$$1,024.941 : 100 = X : 0.06$$

$$X = 0.6149646 \div 0.615$$

6斗1升5合となり、年貢割付状の記載数値となる。

⑫「六尺給米^{ろくしやくきゆうまい}」は駕籠舁^{かこかき}・賄方・掃除夫などの給米として徴収された。村高100石につき米2斗と定められていたので、次のような石単位の計算になる。

$$1,024.941 : 100 = Y : 0.2$$

$$Y = 2.049882 \div 2.050$$

2石5升となり、年貢割付状の記載数値となる。

⑬「御蔵米入用」^{おくらごめにゆうよう}は浅草御米蔵の維持費として徴収された。元禄2(1689)年から上方では村高100石につき銀15匁と定められたので、次のような計算になる。

$$1,024.941 : 100 = Z : 15$$

$$Z = 153.74115 \div 153.74$$

153匁7分4厘となり、年貢割付状の記載数値となる。

$$\textcircled{14} = \textcircled{9} + \textcircled{11} + \textcircled{12}$$

$$655,272 = 652,607 + 615 + 2,050$$

米換算による納入額は計算上では655石2斗7升2合となるが、⑨のうち「い」のみが米納なので、実際の米納の合計は次のようになる。

$$\text{い} + \textcircled{11} + \textcircled{12} = 42,773 \quad 42石7斗7升3合である。$$

$$\textcircled{15} = \textcircled{10} + \textcircled{13}$$

$$192.24 = 38.5 + 153.74$$

銀納額は高掛物の合計だけでは192匁2分4厘となるが、⑨のうち「あ」も銀納である。

以上の御林下草年貢と高掛物三役の数値は、1年前の「寛政九年 東須磨村年貢皆済目録」に記された数値と同じである。しかし御伝馬宿入用は「此銀百五拾匁五厘」、六尺給(米)は「此銀百六拾六匁八分五厘」と記されている。寛政十年の年貢皆済目録にも同様の記述があったと推察される。高掛物三役は実際はすべて銀納であった。

東西の須磨村は天津代官の管理下にあった。天津代官所は明和9(1772)年に京町奉行から分離復活し、石原氏が幕末まで5代にわたってほぼ世襲した。寛政9年当時の代官は石原正通^{まさゆき}(宝暦7(1757) - 文政4(1821))であった。庄三郎は通称。この年貢割付状の2年前の寛政7(1795)年に、家督を継いでいる

(村上直・和泉清司・佐藤孝之・西沢淳男〔編〕『徳川幕府全代官人名辞典』東京堂出版、2015)。バーケンヘッドは、文末の宛名に当たる「東須磨村庄屋年寄 惣百姓」の部分英訳していないが、復元文書では記述した。

バーケンヘッドは短期間で日本語を学び、江戸時代の古文書にも挑戦した。日本人の協力者がいたとはいえ、大変な努力と情熱なしには成し遂げられなかった。彼女のお蔭で、失なわれた「寛政九年 東須磨村年貢割付状」が甦った。その豊かな感性は、本国に送った手紙文にも表現されている。淡路島の洲本の町の様子、福良から洲本へ戻る時に遭遇した螢、旧九鬼邸(最初の松蔭女学校の校舎・住宅)から眺めた夕暮れの神戸など、それらの描写(『松蔭女子学院史料 第三集』p.33、35、45、105、106)は、「50年前の須磨村」の記述に通じるものがある。もし、彼女が長きにわたって松蔭の校長として勤めていたならば、もっと数多くの日本に関わる論説や随想を遺したであろう。

追記

バーケンヘッドが「寛政九年 東須磨村年貢割付状」を借り出した友國彦左衛門の御子孫は、現在も須磨区南町2丁目に居住し、村方文書を種々所蔵している。2019年4月5日、吉村厚子氏と私、山内英正は同家を訪ね、現当主の奥様の友國裕子氏にこれらの史料を見せていただいた。また、家系図や位牌に基づき、御先祖の彦左衛門・孫左衛門・太郎左衛門・甚左衛門についての御教示を得た。奥様は松蔭中学校・高等学校のPTA会長を務められ、吉村厚子氏とは旧知の間柄であったので、私たちは奇しき縁^{えにし}に驚いた。松蔭の初代校長バーケンヘッドは1891(明治24)年頃、同家を訪ねたと推察される。それから128年後に、松蔭宣教師文書編纂者の私たちが訪問したのである。

かつての西国街道は現在の山手幹線道路の山側の歩道部分に当たる。この道路の建設工事のため、彦左衛門邸は敷地の一部を割譲させられた。友國晴子の生家である甚左衛門邸は、西国街道を挟んで彦左衛門邸の北西に向き合う北町

3丁目、現在の「ドルフ須磨ジ・エアー」マンションの場所にあった。『校祖友國先生』（親和高等女学校汲温会、1937）の口絵に、生家の写真が載っている。

友國裕子氏による御教示は、次の通りである。孫左衛門や彦左衛門は代々襲名され、現当主の父までは彦左衛門を名のっていた。また、友國晴子の家では甚左衛門を、さらに遡って太郎左衛門を襲名した。家系図での年代は不明であるが、太郎左衛門の名で最も古い人物は、友國太郎左門尉重勝である。その4代あとには友國太郎左衛門尉重恒が登場する。バーケンヘッドが「50年前の須磨村」で記述している「1,200〔正しくは120〕年前の太郎左衛門の墓」の主は、後者の重恒であろう。

バーケンヘッドが記述した Jingozaemon は Jinzaemon (甚左衛門) の誤記と、私は推察していたが、友國家の系図でこのことが確認できた。また、Edamitsu が Eimitsu の誤記であり、枝光孫左衛門邸は現、南町1丁目にあった。松田銀兵衛邸の場所は、近隣の方に訊ねたところ、友國甚兵衛邸の北西の地、同じく現、北町3丁目であった。

彦左衛門家にはバーケンヘッドに関する史料はない。バーケンヘッド、あるいはイギリス人女性が訪れたという伝承もない。そもそもバーケンヘッドはどのような^{てい}手^てで、誰といっしょに彦左衛門邸を訪ねたか全く判明していない。1つの推測を記す。友國晴子は1888(明治21)年春から私立親和女学校の教員となって、1891(明治24)年夏休みに同校が閉校されるまで勤務していた。神戸で女学校の開設を計画していたバーケンヘッドが、1891年の5月頃以降その年内に、晴子の助言を求めて甚左衛門邸を訪ね、さらに甚左衛門邸の斜め向かいの彦左衛門邸を訪ねたのかもしれない。しかしバーケンヘッドや友國晴子の関連史料には、2人の接点を証明する記述は今のところ見つかっていない。学校開設の助言を求めるのであればわざわざ須磨まで足を運ぶ必要はなく、親和女学校が開設されていた神戸元町3丁目の善照寺を訪ねたであろう。バーケンヘッドはアーネスト=サトウの日本研究に触発され、歴史と文学で有名な須磨に着目し、東須磨村で庄屋を世襲してきた彦左衛門邸を訪ねたのであろう。女学校

開設のためのアドバイスを求めて、甚左衛門邸を訪問したかどうかは分からない。

パーケンヘッドが友國彦左衛門邸を訪ねた折、友國家は現在の御当主の4代前の当主の時代であった。すなわち友國邸には、友國彦左衛門・ため夫妻、豊吉・ふさ(ため長女)夫妻と彦一(ふさ長男)が住んでいた。彦左衛門が直接パーケンヘッドに対応したかどうかは分からない。同家の執事のような人が対応したかもしれない。

なお、友國晴子は実家の経済的援助を受け、閉校されていた親和女学校の名義を継承して、1892(明治25)年11月2日、新たな土地に親和女学校を開設した。しかしこの時、パーケンヘッドはすでに松蔭女学校を退職して横浜に移住していた。

参考史料として「寛政九年 東須磨村年貢皆済目録」を、友國家から拝借できた。友國裕子氏の御教示と史料調査によって、この「史料解題」の実証性をより高めることができた。厚く御礼申し上げます。

(山内 英正)